

いきいきランド交野警報等発令時における施設閉館対応について

1. 臨時閉館の基準

- (1) 気象庁から交野市域において、下記の警報等が発令された場合、下記のとおり臨時閉館とします。

特別警報	レベル5 大雨
	レベル5 土砂災害
	暴風
	暴風雪
	大雨
危険警報	レベル4 大雨
警 報	暴風
市域で震度6弱以上の地震が発生した場合、臨時休館とする。	

- (2) 警報等が発令された場合の営業時間の変更について

時 間	解除の場合の営業時間
午前 7時30分	発令解除の場合、通常営業
午前 11時00分	発令解除の場合、午後1時から営業
午後 3時00分	発令解除の場合、午後5時から営業

※午後5時以降の解除は閉館とします。

※安全が確認できなかった施設については、安全確認後の再開となります。

2. 施設使用料還付の取り扱いについて

臨時閉館となった場合、閉館している期間中の体育施設使用料については、使用料を還付（免除）する。

利用前に閉館となった場合	使用料の全額を還付
使用枠の1/2経過前に休館となった場合	
使用枠の1/2経過後に休館となった場合	使用料の半額を還付

※ただし、プール、トレーニングジム(当日利用、回数券)スイミング会員、フィットネス会員については、還付はしないものとする。

3. 利用再開のご案内について

再開の案内は、HP 及び LINE にてご案内致します。

4. 上記事由以外の閉館について

以下の事由に該当するときは、安全管理上、引き続き閉館と致します。

- ①施設が「避難所」として開設・運営されている場合、またはその撤収・原状回復が完了していないとき。
- ②暴風雨等による建物・設備の破損、屋外グラウンドの不良など、施設の「安全確認」が完了していないとき。
- ③公共交通機関の運転見合わせ等により、施設の管理・運営人員が確保できないとき。